

浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金に関するQ&A

Q1	補助対象経費は？	A1	療養介護、障害者支援施設、宿泊型自立訓練、グループホーム、障害児入所施設、短期入所、生活介護、自立訓練、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、特定相談支援、計画相談支援、障害児相談支援について、光熱費を補助対象としています。
Q2	交付申請書はメールで提出して良いか？	A2	署名又は記名押印が必要な書類があるため、メールでの提出は一切受けません。
Q3	複数の事業所がある場合は事業所ごとに申請できないのか？	A3	この補助金は、法人単位で一括申請するものです。事業所ごとの申請は受けられません。
Q4	同一の建物内で入所系および通所系サービスの両方を実施している場合は対象区分はどうなるのか？	A4	入所系・通所系サービス(就労定着支援除く)については、同一建物内で複数事業を実施しているかどうかに関わらず、サービス種別ごとに対象区分を算出してください。
Q5	同一の建物内で訪問系および相談系、通所系サービスを実施している場合は対象区分はどうなるのか？	A5	訪問系・相談系・通所系サービス(就労定着支援のみ)については、同一建物内で複数事業を実施している場合は、各サービス区分でそれぞれ1つの事業所のみ算出してください。
Q6	市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書とは？	A6	貴法人が市民税・県民税特別徴収義務者に指定された際、浜松市市民税課から発行されます。令和5年度に発行された通知書をご提出ください。紛失等した場合は、浜松市市民税課に相談ください。
Q7	補助金交付請求書の押印は必須か？	A7	不要です。 なお、交付申請書については署名又は記名押印をお願いします。
Q8	補助金交付請求書について、「申請書類チェックリスト」のとおり交付申請時に提出する必要があるのか。それとも、交付決定後に請求書を提出するのか。	A8	速やかな入金を可能にするため、申請時に提出ください。 また、日付及び請求額は空欄としてください。
Q9	令和5年度中に事業を休廃止した場合の取扱い	A9	休廃止した障害福祉サービス等事業所に係る補助金は全額返還が必要です。速やかに市へ御相談ください。 なお、令和6年3月末日までに休廃止を検討している事業所がある場合は、その事業所分の申請は行わないようにしてください。
Q10	なぜ補助率は1/2なのか？	A10	浜松市の補助金の考え方(補助率は原則1/2以内)に則り、予算の範囲内で設定しています。
Q11	入金される口座を事業所ごとに別で設定したいが可能か？	A11	できません。補助金は登録いただいた口座に一括で入金されます。事業所ごとの入金とはなりませんので、入金後、法人で適切に配分してください。
Q12	交付申請書は、郵送の場合でも令和5年8月18日の17:00必着か？	A12	そのとおりです。余裕を持って送付してください。(提出期限を過ぎてから申請があったものについては、原則、受け付けることができません。)
Q13	補助金はいつ頃入金されるか？	A13	令和5年9月末頃から随時入金を予定しています。(前後する可能性があります。)
Q14	静岡県が実施する「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」の支給を受ける場合でも、この補助金の交付を受けることは可能か？	A14	可能です。

Q15	介護保険課が実施する「浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金」を申請する場合でも、この補助金の交付申請をすることは可能か？	A15	可能です。
Q16	訪問系・相談系・通所系(就労定着支援のみ)サービスについては、定員がないが、申請額算出内訳書の定員欄への入力はどうすればよいか。	A16	定員欄は空欄としてください。